（政府の措置）

第四条　第一条の規定により講じられる措置のほか、政府は、この法律の施行後一年以内に、課徴金に係る制度の整備について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　次条及び附則第五条の規定　公布の日

二　第一条中不当景品類及び不当表示防止法第十条の改正規定及び同法本則に一条を加える改正規定、第二条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第三条及び第七条から第十一条までの規定　公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

三　第二条中消費者安全法第十条の次に三条を加える改正規定（第十条の四に係る部分に限る。）　公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日

（不当景品類及び不当表示防止法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、第一条の規定による改正後の不当景品類及び不当表示防止法第七条の規定の例により、事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上必要な措置に関する指針を定めることができる。

2　前項の規定により定められた指針は、この法律の施行の日において第一条の規定による改正後の不当景品類及び不当表示防止法第七条第二項の規定により定められたものとみなす。

（消費者安全法の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定（附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。以下この条において同じ。）の施行の際現に第二条の規定による改正前の消費者安全法第八条第一項第二号イ及びロ又は第二項第一号及び第二号に掲げる事務その他これに準ずるものとして内閣府令で定める事務に従事した経験を有する者（事業者に対する消費者からの苦情に係る相談に適切に応じることができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に限る。）は、第二条の規定による改正後の消費者安全法第十条の三第一項の消費生活相談員資格試験（次項において単に「試験」という。）に合格した者とみなす。

2　前項に規定する場合のほか、内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の指定する者が実施する講習会の課程を修了した者（事業者に対する消費者からの苦情に係る相談に適切に応じることができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に限る。）は、第二条の規定の施行後五年内に限り、試験に合格した者とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第四条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第六条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（地方自治法の一部改正）

第七条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）の項中「第四十六条第二項」を「第四十七条第二項」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第八条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第五十号の二の次に次のように加える。

五十の三　消費生活相談員に係る登録試験機関の登録		
消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第十条の三第一項（登録試験機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき十五万円

（登録免許税法の一部改正に伴う調整規定）

第九条　附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日が消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）の施行の日前である場合には、前条中「別表第一第五十号の二」とあるのは「別表第一第五十号」と、「五十の三」とあるのは「五十の二」とする。

2　前項の場合において、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律附則第八条中「別表第一第五十号」とあるのは「別表第一第五十号の二」と、「五十の二」とあるのは「五十の三」とする。

（消費者契約法の一部改正）

第十条　消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二第一項中「第十条」を「第十条第一項」に改める。

第四十三条第二項第二号中「第十条」を「第十条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

（消費者教育の推進に関する法律の一部改正）

第十一条　消費者教育の推進に関する法律（平成二十四年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第十条第三項」を「第十条の二第一項第一号」に改める。

第十六条第一項中「第十一条に規定する相談員」を「に定める消費生活相談員」に改める。

（金融庁設置法の一部改正）

第十二条　金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

第八条中「（昭和二十六年法律第百九十八号）」の下に「、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）」を加える。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文

政　令

総務省組織令及び政策評価・独立行政法人評価委員会令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成二十六年六月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百十号

総務省組織令及び政策評価・独立行政法人評価委員会令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

（総務省組織令の一部改正）

第一条　総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二十一条の二の次に次の一条を加える。

（政策評価・独立行政法人評価委員会の所掌事務の特例）

第二十一条の三　政策評価・独立行政法人評価委員会は、第百二十三条第一項に定めるもののほか、平成二十七年三月三十一日までの間、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）附則第二条第一項の規定により読み替えてその例によることとされる同法による改正後の独立行政法人通則法第二十八条の二第二項、第二十九条第三項及び第三十五条の四第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。